

法務省訟企第495号

令和4年10月14日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省訟務局訟務企画課長

( 公印省略 )

指定代理人としての綱紀の保持等について（依命通知）

過日、国を当事者とする争訟事件の弁論準備手続期日中、指定代理人である行政  
庁の職員の録音機が準備室内で録音状態にあったという事案が発生しました。

裁判長の許可を得ない法廷等での録音は民事訴訟規則で禁止されており、国又は  
行政庁の指定代理人がこのような行為に及ぶことは、裁判所、相手方当事者、ひい  
ては国民の信頼を著しく損なうものです。

つきましては、法廷等における録音が裁判長の許可を得ない限り禁止されている  
ことについて、所部の職員はもとより、とりわけ行政庁の指定代理人等に対し、訟  
務部又は訟務部門の職員を通じて、その旨の注意喚起を行うなどして周知の徹底を  
図り、さらに口頭弁論期日等における他の指定代理人等の言動に意を払うなどして、  
国又は行政庁の指定代理人等が上記のような行為に及ぶことがないよう、綱紀の保  
持等について御配意をお願いいたします。